

公益社団法人大阪府産業資源循環協会 御中

大阪府 (産業廃棄物指導課)  
大阪市 (産業廃棄物規制グループ)  
堺市 (環境対策課)  
豊中市 (事業ごみ指導課)  
高槻市 (資源循環推進課)  
枚方市 (環境総務課)  
八尾市 (産業廃棄物指導課)  
寝屋川市 (環境保全課)  
東大阪市 (産業廃棄物対策課)

### 建設工事における産業廃棄物管理票の適正な使用について (注意喚起)

日頃は、廃棄物行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年度に水道工事など公共工事において、架空の産業廃棄物管理票 (以下「マニフェスト」という。) を作成した疑いが府内で多数見つかりました。

産業廃棄物規制部局等による調査の結果、架空のマニフェストを作成した理由は、設計上の産業廃棄物排出量と実際の処理量にかい離が生じたため、設計上の量に合わせるためや、過積載を隠すためなどとされています。

マニフェスト制度は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に受託者に対してマニフェストを交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保するものであり、架空のマニフェストを作成することは廃棄物処理法の主旨を根幹から揺るがす不適切な行為です。

このような行為が多く発生した要因には、元請業者がマニフェストの作成や交付、処理終了後に送付された写しの管理などを下請業者に任せきりにしていたことが背景にありました。また、産業廃棄物の処理の際に運用したマニフェストは 5 年間保存するよう定めがありますが、保存されていないケースも多くありました。

このような不適切な行為がなくなるよう、貴団体におかれましては、元請業者が排出事業者としての責任を果たすことや、マニフェストを適切に運用することを構成員の皆さまへ改めて周知いただきますようお願いいたします。

また、電子マニフェストは透明性が高く、保存の義務や産業廃棄物管理票交付等状況報告書を所管行政に提出する必要がなくなるなどメリットが多く、不適切な運用の防止にもつながることから、電子マニフェストの導入促進につきましても併せて周知をお願いします。

なお、大阪府ホームページには、添付しました元請責任についての啓発リーフレットや電子マニフェストの周知チラシを掲載しており、公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターホームページには電子マニフェスト周知チラシ、説明会、体験できるデモシステムの案内が掲載されていますので、ご活用ください。

< 参 考 >

○ 大阪府産業廃棄物指導課ホームページ

- Ⅰ 啓発リーフレット『建設工事で出る産業廃棄物は「元請業者」に処理責任があります』

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/29478/00000000/motoukeR0203.pdf>

- Ⅰ 周知チラシ「電子マニフェストをおススメします！」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/29478/00000000/denmaniR0203.pdf>

○ 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）ホームページ

- Ⅰ 周知チラシ「電子マニフェストを始めよう」

<https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2019/04/20190424134010.pdf>

- Ⅰ 電子マニフェスト導入説明会、デモシステム

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/index.html>

問合せ先	大阪府	産業廃棄物指導課	電話番号	06-6210-9570
	大阪市	産業廃棄物規制グループ	電話番号	06-6630-3284
	堺市	環境対策課	電話番号	072-228-7476
	豊中市	事業ごみ指導課	電話番号	06-6858-3070
	高槻市	資源循環推進課	電話番号	072-669-1886
	枚方市	環境総務課	電話番号	072-807-6211
	八尾市	産業廃棄物指導課	電話番号	072-924-3775
	寝屋川市	環境保全課	電話番号	072-824-1021
	東大阪市	産業廃棄物対策課	電話番号	06-4309-3207